

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

◇ 告 示 町及び字の区域及び名称を変更する旨の届出

生活保護法による医療機関の指定

診療所を廃止した旨の届出

昭和四十四年二月鳥取県告示第百号の一部改正

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正

種畜証明書の交付

◇ 公 告 高圧ガス販売主任者試験の実施

宅地建物取引主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域及び名称を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

右の変更は、昭和四十四年五月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和四十四年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域及び名称の
変更に係る町及
び字の名称

同上の区域（昭和四十四年二月十四日現在の地番による。）

青葉町一丁目

相生町四丁目一〇〇の一から一二八の一まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字萬田二三の二、二三の二一、二六の一、二六の四及びこれらと一体をなす国有地、田島字三島分の全域、田島字大森町裏の全域並びに田島字出口六〇の一から六一の一まで、六一の四から六二の八まで、六二の一〇から六二の一三まで、六二の一五から六四の一まで、六四の二の一部、六四の三、六五の六、六五の七、六五の九、六五の一〇の一部、六五の一、六五の二、六五の三の一部、六五の一六の一部、六五の一八、六五の一九の一部、六五の二〇、六五の二一、六五の二三の一部、六五の二四、六五の二五、七〇の一部、七二合併の一部、七四の一、七四の二、七四の三の一部、七四の四から七六の二まで、七六の三の一部、七六の四、七六の五の一部、七六の六から七七の二まで、七七の四の一部、七七の五から七八の一三まで、七八の一五、七八の一七から八〇まで及びこれらと一体をなす国有地

青葉町二丁目

田島字出口七二合併の一部、七四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、田島字中土手八一から

青葉町三丁目

八四の一まで、八四の三、八四の四、八四の六から八五の一まで、八五の八、八五の一四、八五の二一から八五の二八まで、八五の三一、八七の二、八七の四、八八の一、八八の七から八八の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字大星向上ノ切のうち国有地の一部以外の区域、田島一〇〇の一の一部、一〇〇の二から一〇〇の五まで、一〇〇の二から一〇〇の五二まで、一〇〇の五三の一部、一〇〇の五四から一〇〇の六〇まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字大星向北側一〇三の一、一〇三の二、一〇三の四、一〇三の八から一〇三の一〇まで、一〇三の一二から一〇三の二〇まで、一〇四の二、一〇四の三の一部、一〇四の四の一部、一〇五、一〇六、一〇七の一部、一〇七の二の一部、一〇七の三から一〇八の六まで、一〇九の二の一部、一〇九の三、一一〇の二から一一〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに田島字二久保田一六四の一、一六四の四から一六四の七まで、一六四の九から一六五の一まで及び一六五の五

田島一〇〇の一の一部、一〇〇の六から一〇〇の一まで、一〇〇の五三の一部およびこれらと一体をなす国有地、田島字大星向北側のうち一〇三の三、一〇三の五から一〇三の七まで、一〇九の一、一〇九の二の一部、一一〇の一、一一一の二から一一二の五まで、一一二の八、一一三の一、一一三の二の一部、一一三の三から一一六の八まで、一一六の一、一一六の二、一一六の三から一一八の二まで、一一八の五、一一八の六、一一九の二から一一九の六まで、一一九の九から一二〇の三まで、一二〇の五から一二一の四まで、一二一の七から一二一

丸山町

の九まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字向畑田一二五の一から一二五の二まで、一二五の一七から一二七の一まで、一二七の五から一二七の七まで、一二八から一二八の二まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字見尾杖一二九の一から一二九の三まで、一三〇の二から一三〇の五まで、一三一の三から一三四の五まで、一三五の二、一三五の五、一三七の一、一三七の五、一三七の一、一三八の四、一三九の一、一三九の四、一四〇の二、一四〇の七、一四一の二、一四一の七、一四一の一八及びこれらと一体をなす国有地、田島字長丁一四三の一、一四三の四、一四三の七、一四三の八、一四三の一、一四四、一四五の一、一四五の四、一四五の六、一四七の二、一四七の五、一四七の六、一四八の二、一四八の四、一四九の四、一四九の七、一四九の八、一四九の一〇、一五〇の三、一五〇の六、一六一から一六一の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに丸山町一四三の一部、一四四の一部、一四五の二の一部、一四六の一から一四六の三まで、一四七の一から一四七の六まで、一四八の一から一四八の三まで、一四九の一部及びこれらと一体をなす国有地

田島字出口六四の二の一部、六五の一から六五の五まで、六五の八、六五の一〇の一部、六五の一三の一部、六五の一四、六五の一五、六五の一六の一部、六五の一七、六五の一九の一部、六五の二二、六五の二三の一部、六六の一から六七の一まで、六七の統一、六七の三、六八、六九、七〇の一部、七〇の一から七〇の四まで、七二合併の一部、七六の七三

66318

三の一部、七六の五の一部、七七の三、七七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、田島字大星向北側一〇四の一、一〇四の三の一部、一〇四の四の一部、一〇七の一の一部、一〇七の二の一部、一一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、丸山町のうち一四三の一部、一四四の一部、一四五の二の一部、一四六の一から一四六の三まで、一四七の一から一四七の六まで、一四八の一から一四八の三まで、一四九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに田島字大星向上ノ切の国有地の一部

田園町二丁目

田島字大森前の全域、田島字樋ノ詰二〇一、二〇一の二、二〇二から二〇四の三まで、二〇四の五から二〇五の一まで、二一一の二、二一一の九の一部、二一一の一〇、二一一の一、二一一の一五、二一一の一から二一六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに田島字岸ノ下二一七から二一八の一四まで、二一九の一部、二二〇、二二一の一部及びこれらと一体をなす国有地

田園町二丁目

田島字大森の全域、田島字萬田一二の一、一二の二、一三の二、一五の一から一五の九まで、一五の一から一五の一三まで、一五の一五、一五の一六、一五の一八から一八の九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに田島字狐田一八一、一八一の二から一八二まで、一八二の二から一八二の八まで、一八六の一の一部、一八六の二、一八七、一八七の二から一八七の四まで及びこれらと一体をなす国有地

田園町三丁目

田島字萬田二一から二二の一まで、二二の二、二二の四、二二の五、二三の一、二三の三から二三の六まで、二三の八から二三の二〇まで、二三の二二から二五の三まで、二六の二、二六の三、二六の五及びこれらと一体をなす国有地、田島字中土手八四の二、八五の三から八五の六まで、八五の二九、八五の三〇、八六の一〇から八六の一二まで、八六の一四、八六の一五、八七の二二、八七の二四、八七の二五及びこれらと一体をなす国有地、田島字四ツ折田の全域、田島字狐田一八三、一八三の二から一八四まで、一八四の二から一八五まで、一八五の二から一八五の五まで、一八六の一の一部、一八六の三及びこれらと一体をなす国有地、田島字樋ノ詰二〇五の二から二一一の一まで、二一一の三から二一一の八まで、二一一の九の一部、二一一の一二から二一一の一四まで、二一一の一六から二一一の一八まで及びこれらと一体をなす国有地並びに田島字岸ノ下二一九の一部、二二一の一部、二二二の一から二二七の八まで及びこれらと一体をなす国有地

田園町四丁目

田島字中土手八六の一、八六の三から八六の九まで、八六の一三、八七の一、八七の三、八七の五から八七の二一まで、八七の二六から八七の三〇まで、八八の二及びこれらと一体をなす国有地、田島字向畑田一二七の二から一二七の四まで、一二七の八及びこれらと一体をなす国有地、田島字見尾杵一三七の二、一三九の二、一三九の三、一三九の五、一四〇の一、一四〇の三から一四〇の六まで、一四〇の八から一四〇の一二まで、一四一の三から一四一の六まで、一四一の一から一四一の一七まで及びこ

相生町四丁目	<p>れらと一体をなす国有地、田島字長丁一四二の一から一四二の九まで、一四二の一から一四二の一八まで、一四三の二、一四三の三、一四三の六、一四三の九、一四三の一〇、一四五の二、一四五の三、一四五の五、一四六、一四七の一、一四七の三、一四七の四、一四七の七、一四七の八、一四七の一〇、一四八の一、一四八の三、一四八の五、一四九の一、一四九の五、一四九の六、一四九の九、一五〇の一、一五〇の二、一五〇の四、一五〇の五、一五一、一五二の一、一五二の三、一五二の五から一五八の一まで、一五八の三から一五八の七まで、一五八の九から一五九の一まで、一五九の三、一五九の五、一五九の六及びこれらと一体をなす国有地、田島字二久保田一六三の二から一六三の五まで、一六三の一、一六四の二、一六四の三、一六四の八、一六五の二から一六五の四まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字土手の内の全域、田島字鎮場田の全域、田島字草器田の全域、田島字中島の全域並びに田島字安羅田の全域</p>
田島字見尾杵	<p>相生町四丁目のうち一〇〇の一から一二八の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>田島字見尾杵のうち一二九の一から一二九の三まで、一三〇の二から一三〇の五まで、一三一の三から一三四の五まで、一三五の二、一三五の五、一三七の一、一三七の二、一三七の五、一三七の一、一三八の四、一三九の一から一三九の五まで、一四〇の一から一四〇の二まで、一四一の二から一四一の七まで、一四一の一から一四一の一八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十四年 四月一日	川本内科医院	倉吉市上井町 二丁目二番地	呼吸器科、消 化器科、循環 器科、放射線 科	川本悦夫

鳥取県告示第二百五十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廢 止 年 月 日
川本内科	倉吉市上井町 一丁目九番地	呼吸器科、消化器 科、循環器科、放 射線科	昭和四十四年 三月三十一日

鳥取県告示第二百五十二号

昭和四十四年二月鳥取県告示第百号(牛等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年四月十八日から施行する。

昭和四十四年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

北海道 山梨県西八代郡 和歌山県橋本市 広島県世羅郡 徳島県 愛媛県

鳥取県告示第二百五十三号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号(豚等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年四月十八日

から施行する。

昭和四十四年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

茨城県那珂湊市 栃木県芳賀郡 群馬県前橋市 山梨県東八代郡 同県 山梨市 神奈川県横須賀市 熊本県上益城郡

鳥取県告示第二百五十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名 前		種 類	生 年 月 日	産 地	血 統		級 別	飼養者住所氏名
	父	母							
昭四四鳥取県臨第一号	吉 徳		肉用牛	昭四二・九・五	日野郡日南町	吉 光	たに二	三級	倉吉市別所 松 井 秋 光

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、

昭和44年度第1回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和44年 4月18日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第2種販売主任者免 状に係る試験	高圧ガスの取締りに関 する法令	午前9時30分から 午前11時まで
	液化石油ガスの販売に 必要な通常の保安管理 の技術	午前11時から 午後0時30分まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和44年5月18日(日曜日)
(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県LPGガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験願書の提出期間

昭和44年4月21日から昭和44年4月26日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第11条の3第1項の規定により、昭和44年度宅地建物取引主任者資格試験を次の要領により実施する。

昭和44年4月18日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和44年度宅地建物取引主任者資格試験実施要領

1 試験の期日

昭和44年6月8日 13時から15時まで

2 試験の場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者

- (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者
- 4 試験の内容及び方法
宅地建物取引業に関して必要な知識について、筆記試験により行なう。
- 5 受験申込期間
昭和44年4月23日から昭和44年5月13日まで
- 6 受験申込用紙請求場所及び受付場所
鳥取県土木部建築課及び各土木出張所（鳥取土木出張所を除く。）
- 7 提出書類
(1) 受験申込書及び受験票
(2) 受験資格があることを証明する書類
(3) 写真1葉（申込前3月以内に撮影した正面無帽上半身の名刺型のもの）
(注) 郵便により受験申込用紙及び受験票を請求し、又は受験申込みをする場合は、返信用切手をはり、あて先を明記した封筒を同封すること。
- 8 受験手数料及びその納付方法
(1) 受験手数料 500円
(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申込書にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
- 9 合格発表
昭和44年6月下旬に県公報に公告するほか合格者に通知する。

10 その他
詳細については、受験申込用紙請求場所の問い合わせること。